

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



2015年
(H27年)

(10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

制度

個人番号の通知
法人番号の
通知・公表

個人番号カードの交付

個人番号の利用開始

マイナポータル
運用開始

事業者の対応

制度開始に向けた準備
(社内規程の見直し、システム対応、
安全管理措置 等)

従業員の個人番号カード
交付申請取りまとめが可能

- 【番号の取得・本人確認、調書の作成など
早期に番号が必要となる場面の例】
- ・年始に雇う短期アルバイトへの報酬
 - ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬
 - ・3月の退職
 - ・4月の新規採用
 - ・中途退職

従業員等の
番号取得
開始可能

申請書・申告書・調書等
順次番号記載開始
(※厚生年金・健康保険は、
平成29年1月～)

従業員研修等

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

個人番号
1234

個人番号の提示



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

各種法定調書や被保険
者資格取得届等に**個人
番号**を記載し、行政機
関等に提出します。

支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **個人番号** 1234
氏名 番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678 ..	難波 一郎	25.4.1
9876 ..	難波 花子	25.4.1

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。